

長崎県知事

大石賢吾様

提言書

令和6年9月

長崎県市長会

長崎県内13市の市政推進につきましては、かねてより格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

長崎県市長会は、令和6年8月に開催しました第135回市長会議において、本提言を決定いたしました。

全国的に少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、都市圏への人口集中の大きな流れに歯止めがかかっておらず、労働力不足や地域経済の縮小、インフラの老朽化など様々な地域間格差が顕在化しており、地方の基礎自治体に求められる行政需要は、ますます高度化、複雑化しています。

このような情勢下において、地方創生や国土強靱化をはじめとする各種施策を推進していくためには、長崎県との連携、協力が不可欠であり、これまで以上に手を携え、県における取組みと地域の実情に即した施策を総合的かつ積極的に推し進めていくことが何より肝要となってまいります。

つきましては、厳しい行財政の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分に御賢察いただき、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月

長崎県市長会

会長 古川 隆三郎

長 崎 県 市 長 会

長 崎 市 長	鈴 木 史 朗
佐 世 保 市 長	宮 島 大 典
島 原 市 長	古 川 隆 三 郎
諫 早 市 長	大 久 保 潔 重
大 村 市 長	園 田 裕 史
平 戸 市 長	黒 田 成 彦
松 浦 市 長	友 田 吉 泰
対 馬 市 長	比 田 勝 尚 喜
壱 岐 市 長	篠 原 一 生
五 島 市 長	出 口 太
西 海 市 長	杉 澤 泰 彦
雲 仙 市 長	金 澤 秀 三 郎
南 島 原 市 長	松 本 政 博

目次

重点提言

- 1 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について ----- P 3
- 2 保育料の完全無償化について ----- P 4
- 3 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について ----- P 7
- 4 学校給食費の無償化について ----- P 8

提言

- 第1 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 13
 - 1 都市財政の充実強化について ----- P 13
 - 2 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 15
 - 3 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 15
 - 4 廃棄物処理対策の強化について ----- P 16
 - 5 治水事業に対する財政措置等について ----- P 17
 - 6 地方バス路線維持対策について ----- P 18
 - 7 自然災害等対策事業に対する財源確保について ----- P 19
 - 8 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 20
 - 9 離島航空路線の維持について ----- P 21
 - 10 半島航路の維持・確保について ----- P 21
 - 11 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 22
 - 12 空き家対策への支援について ----- P 22
 - 13 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 23
 - 14 ふるさと納税に係る返礼品について ----- P 23
 - 15 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 23
 - 16 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 23
 - 17 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 24
- 関連資料 ----- P 25
- 第2 国民健康保険制度に関する提言 ----- P 37
 - 1 国民健康保険制度について ----- P 37
- 第3 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 38
 - 1 地域医療提供体制の確保について ----- P 38
 - 2 がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 40
- 関連資料 ----- P 41
- 第4 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 42
 - 1 子ども・子育て施策の充実強化について ----- P 42
- 第5 介護保険制度等に関する提言 ----- P 44
 - 1 第1号被保険者の保険料について ----- P 44
 - 2 介護従事者の人材確保について ----- P 44
- 関連資料 ----- P 45

第6	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 46
1	九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 46
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 46
3	地域鉄道に対する支援策の充実について	P 47
	関連資料	P 48
第7	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 49
1	道路網の整備について	P 49
2	地方における無電柱化事業の促進について	P 51
3	港湾の整備促進について	P 52
	関連資料	P 53
第8	農林水産業の振興に関する提言	P 60
1	農業の振興対策について	P 60
2	水産業の振興対策について	P 61
	関連資料	P 63
第9	地域経済の活性化に関する提言	P 64
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 64
2	工業団地の整備について	P 64
3	V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について	P 64
4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	P 65
	関連資料	P 66
第10	学校教育の充実に関する提言	P 67
1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の 拡大について	P 67
2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 67
3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	P 67
4	養護教諭の配置について	P 68
5	学校事務職員の配置について	P 68
6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクール ソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	P 68
7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 69
8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 69
9	ICT 支援員配置のための支援について	P 69
10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 69
11	特別支援学級編制基準の弾力化について	P 70
12	統合型校務支援システムの導入について	P 70
13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 70
14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 71
15	学校給食費の無償化について	P 72
	関連資料	P 73

重点提言

〔重点〕

1. 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

【提案・要望】

国においては、令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく安定的な取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するよう、国へ働きかけること。

【現状・問題点】

本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためにも国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた予算・財源を確保することが重要な課題である。

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う長崎県全体の予算額

- ・令和3年度 約250億円
- ・令和4年度 約216億円
- ・令和5年度 約234億円

上記予算により、住民の生命・財産・暮らしを守る対策を実施しており、今後も予算・財源の確保が必要である。

〔重点〕

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、子どもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

また、国が保育料の完全無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

令和元年10月から、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもの保育料が無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

長崎県におかれては、全国より早いスピードで進んでいる少子高齢化・人口減少といった喫緊の課題等を解決するため、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」を策定し、基本戦略の一つとして、「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」を掲げ、取り組みを進められている。

県と市町においては、本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市名	所要額 (単位:百万円)
長崎市	1,240
佐世保市	784
島原市	169
諫早市	344
大村市	538
平戸市	60
松浦市	65

市名	所要額 (単位:百万円)
対馬市	37
壱岐市	86
五島市	122
西海市	108
雲仙市	153
南島原市	141
合計	3,847

全市合計
約38.5億円

○長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R6. 7. 1 現在】

長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降無料 ・ 市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降無料
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料の階層別単価を国基準から平均25パーセント少ない金額に設定 ・ 副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日～】 ・ 認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日～】
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
大村市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・ 認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】 ・ 新たに保育料引き下げ【令和6年4月～】
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】 ・ 幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・ 副食費の無償化を実施
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】 ・ 副食費の一部助成を実施【令和5年4月～】
五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】 ・ 多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】 ・ 多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】 ・ 副食費の全額補助【令和元年10月～】
西海市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料） ・ 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり） ・ 副食費の無償化を実施【令和2年4月～】
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・ 2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・ 副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】

〔重点〕

3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。

さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならない、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

については、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。

また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。

そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要しており、その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

このように教頭の業務が、多忙化・多様化していることから、中学校教頭の教科別現員数の定数外配置が必要である。

〔重点〕

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えることから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけること。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、本県においても、国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

長崎県におかれては、全国より早いスピードで進んでいる少子高齢化・人口減少といった喫緊の課題等を解決するため、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」を策定し、基本戦略の一つとして、「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」を掲げ、取り組みを進められている。

県と市町においては、本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○令和6年度 長崎県内全市(13市)における学校給食費無償化の所要額見込み

(単位：百万円)

市名	小学校	中学校
長崎市	897	509
佐世保市	621	382
島原市	123	72
諫早市	362	252
大村市	345	200
平戸市	70	44
松浦市	50	33
対馬市	63	41
壱岐市	71	44
五島市	71	49
西海市	59	39
雲仙市	101	58
南島原市	94	57
全市合計	2,927	1,780

小中学校合計 約47.1億円

○長崎県内各市の学校給食費負担軽減の取組み

【R6.7.1 現在】

長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金28,000,000円
諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4～市立小・中学校に通う児童・生徒（生活保護世帯を除く）の学校給食費を無償化 ※財源：固定資産税の課税免除見直しの効果等による税収の伸び及び歳出の見直し
大村市	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円） R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置 R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置 R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり） ※財源：ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰による給食費の値上げ相当分を支援し、献立にかかる栄養バランスや質の確保及び保護者の負担軽減を図る。 ※財源：子育て支援基金繰入金
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり ・地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円
五島市	—
西海市	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度から第3子以降の児童・生徒への学校給食費補助事業を実施 ※財源：一般財源と基金繰入金
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への給食費の無償化・補助を実施 ※財源：ふるさと応援基金（一部）
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化） ※財源：一般財源 ・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助） ※財源：一般財源

提 言

第 1 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が行う住民サービスに直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和6年度の地方財政計画について、定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。

深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

- ② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補

助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく安定的な取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することを国へ働きかけること。

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応じていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を拡充するよう国に働きけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

(資料 1-2 参照)

3. 公共下水道への財政措置の拡大について

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増してきていることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていく

ためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡充について講じるよう、国に働きかけること。

(資料 1-3 参照)

4. 廃棄物処理対策の強化について

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な

実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

(2) 循環型社会の構築について

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設するよう国に働きかけること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進するよう国に働きかけること。

5. 治水事業に対する財政措置等について

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、令和7年度までの時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 1-4 参照)

6. 地方バス路線維持対策について

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

(3) 交通不便地区における乗合タクシー等の運行に対する支援措置について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスや乗合タクシー等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援措置の拡充を図るとともに、国にも働きかけること。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 1-5 参照)

7. 自然災害等対策事業に対する財源確保について

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響のないよう、要望どおりの事業費を確保すること。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村施工分についても対象事業として拡充されているが、令和7年度までの期限付きであるため、安定的な財源確保の観点から、継続的な新たな制度確立を国へ働きかけること。

(資料 1-6 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の

進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

8. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(5) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-7 参照)

9. 離島航空路線の維持について

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成30年10月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。福江空港においては、就航率アップのためグライドパス及び滑走路視距離観測装置の整備を実施すること。

併せて、滑走路端安全区域（RESA）の性能を満足させるための対策を早急を実施すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-8 参照)

10. 半島航路の維持・確保について

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-9 参照)

11. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

12. 空き家対策への支援について

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第二十九条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

13. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

14. ふるさと納税に係る返礼品について

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

15. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。

従来の公設避難所での受け入れに加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

16. 犯罪被害者等支援の充実について

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内全市において、犯罪被害者等支援条例が制定されている。この条例に基づき、犯罪被害者等に対する見舞金が支給されることになるが、家賃助成及び転居費用助成の給付には自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

17. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。
このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。
- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取り組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

資料1-1

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	1,777,376	1,988,955	52,377	54,158
佐世保市	1,231,341	1,233,852	42,054	40,403
島原市	204,018	199,534	0	0
諫早市	2,917,126	3,999,583	39,486	39,336
大村市	907,586	1,447,165	21,186	20,237
平戸市	212,137	213,752	0	0
松浦市	178,997	176,925	0	0
対馬市	284,362	308,153	0	0
壱岐市	153,469	159,176	2,236	2,134
五島市	366,315	355,445	4,905	4,497
西海市	346,103	337,696	29,622	31,018
雲仙市	248,298	241,524	11,154	10,276
南島原市	160,774	173,263	7,315	7,606
県内13市の合計	8,987,902	10,835,023	210,335	209,665

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

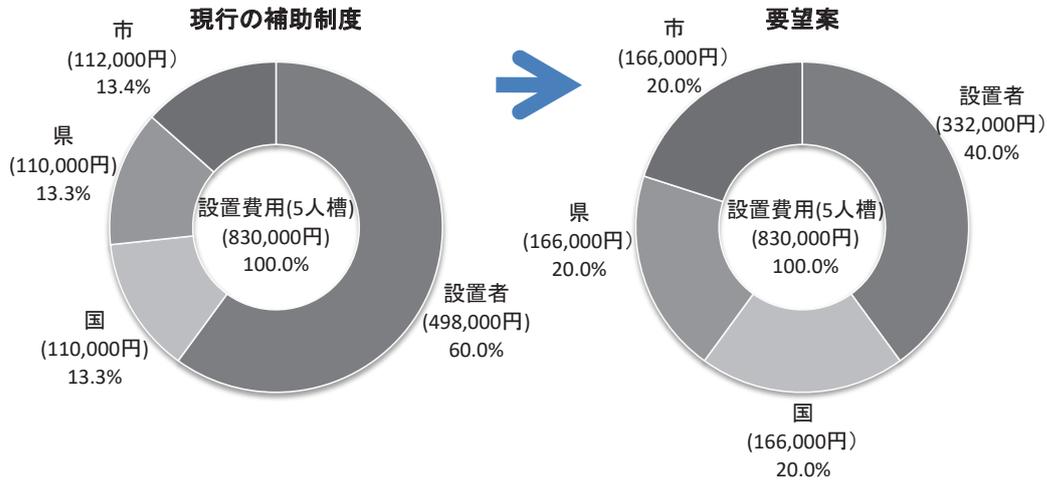
令和5年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R6.3.31現在)										令和5年度実績	
	住宅用途(基数)		住宅用途以外(基数)		合計		国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)				
	合併	みなし	合併	みなし	合併	みなし			合併	みなし		
長崎市	2,761	2,441	320	459	322	137	3,220	16	5,856	2,763	457	
佐世保市	13,517	10,310	3,207	1,994	1,075	919	15,511	184	81,512	11,385	4,126	
島原市	7,052	6,277	775	1,179	955	224	8,231	434	301,925	7,232	999	
諫早市	7,350	6,941	409	940	679	261	8,290	117	58,998	7,620	670	
大村市	1,240	1,207	33	245	195	50	1,485	11	4,842	1,402	83	
平戸市	3,729	3,091	638	665	415	250	4,394	75	32,376	3,506	888	
松浦市	1,564	1,428	136	353	224	129	1,917	30	7,400	1,652	265	
対馬市	2,029	1,839	190	323	107	216	2,352	33	19,209	1,946	406	
杵岐市	2,614	2,494	120	343	275	68	2,957	60	16,502	2,769	188	
五島市	9,009	7,496	1,513	1,004	491	513	10,013	244	145,186	7,987	2,026	
西海市	2,526	2,445	81	640	517	123	3,166	21	7,518	2,962	204	
雲仙市	3,518	3,251	267	541	390	151	4,059	100	55,503	3,641	418	
南島原市	5,758	4,890	868	60	43	17	5,818	134	87,858	4,933	885	
合計	62,667	54,110	8,557	8,746	5,688	3,058	71,413	1,459	824,685	59,798	11,615	

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)・・・年間約20,862円 水道局営業課業務係確認

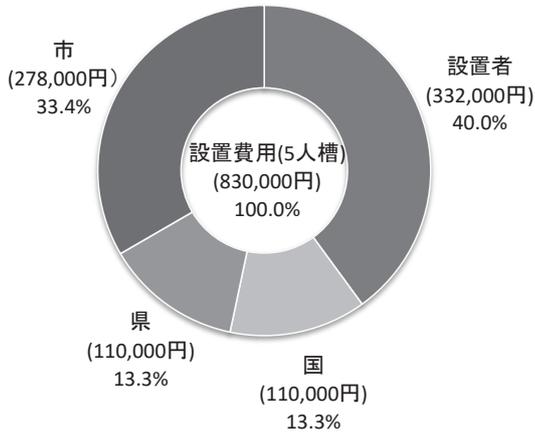
※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6~7人槽	621	466	311	233
8~50人槽	822	617	411	309

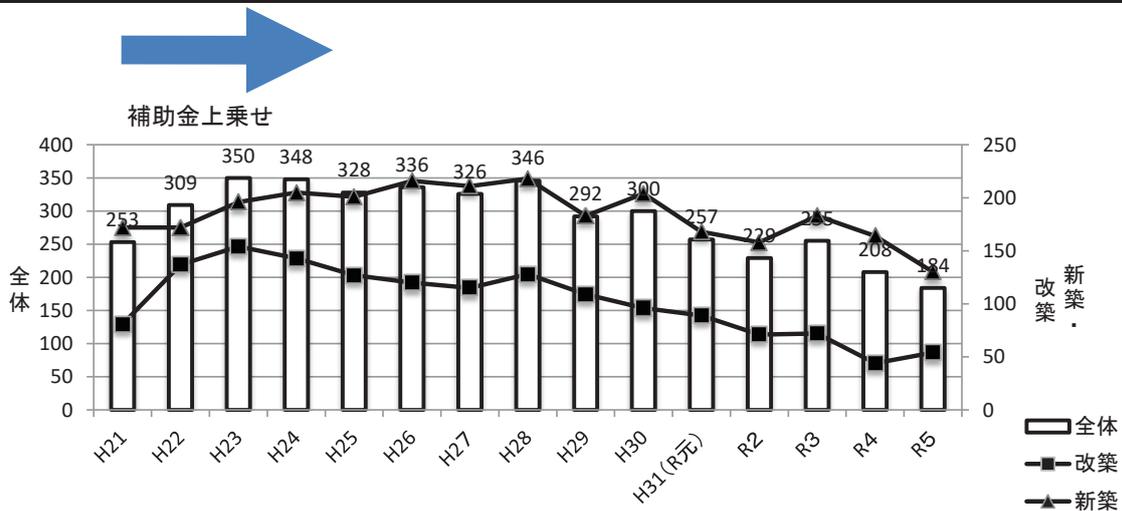
(単位:千円)

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6~7人槽	669	514	335	257
8~50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



資料1-3

公共下水道事業概要 (R5.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	杵岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	398,747	237,686	42,765	134,380	98,120	28,910	21,182	27,854	24,578	34,542	25,620	41,447	42,178
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	376,668	144,093	計画廃止	90,774	88,603	未着手	5,194	未着手	3,390	計画廃止	3,323	13,713	5,536
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	366,521	133,604		77,811	87,023		3,915		1,949		2,341	9,159	3,549
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 D/A×100(%)	94.5	60.6		67.6	90.3		24.5		13.8		13.0	33.1	13.1
イ 接続率 E/D×100(%)	97.3	92.7		85.7	98.2		75.4		57.5		70.4	66.8	64.1
(6) 総事業費(千円)(J)	345,916,112	139,007,064	104,512,783	81,450,358	8,769,278	6,676,716	8,716,942	22,122,044	13,764,945				
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	113,614,067	52,758,536	34,302,212	29,709,695	3,642,508	2,946,650	3,926,739	9,506,939	5,889,991				
イ 企業債(千円)	183,927,953	72,055,340	52,446,366	41,585,859	4,168,500	3,053,000	3,997,483	9,968,500	5,655,400				
ウ 受益者負担金(千円)	4,284,772	3,938,019	5,058,942	2,720,979	123,962	90,673	77,837	153,993	172,943				
エ その他(千円)	44,089,320	10,255,169	12,705,263	7,433,825	834,308	586,393	714,883	2,492,612	2,046,611				
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	202,945,368	91,066,017	73,201,621	56,053,450	6,965,612	4,206,514	6,327,069	13,963,192	7,167,606				
イ ポンプ場費(千円)	20,611,519	5,886,630	4,194,642	4,652,232	203,423	2,248,079	2,389,873	6,808,854	3,907,577				
ウ 処理場費(千円)	107,529,734	40,080,037	20,954,061	20,135,868	1,770,801	18,700	18,700	17,962,151	11,612,705				
エ 流域下水道建設費負担金(千円)			4,553,412	285,099									
オ その他(千円)	14,829,491	1,974,380	1,609,047	323,709	32,865	32,865	32,865	6,641,316	428,601				
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	213,463,314	0	68,647,231	54,254,996	6,909,769	6,641,316	6,909,769	99.5	81.2				
(8) 補対率 K/J×100(%)	61.7	0.0	65.7	66.6	78.8	43	90.9	81.2	84.4				
(9) 下水管布設延長(km)	1,845	707	539	518	48	2	46	177	72				
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4	5	1	1	2	2	4	2				
(11) 計画処理能力(m ³ /日)(L)	145,700	101,500	35,680	6,100	2,740	10,550	3,500	10,550	2,700				

※算定根拠: 令和4年度決算統計(令和5年3月31日)

資料1-4

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	12	3	5,187	682
佐世保市	7	11	37,678	48,460
島原市	1	1	18,000	69,000
諫早市	42	40	79,362	75,837
大村市	7	11	120,000	73,000
平戸市	5	4	4,138	10,000
松浦市	4	6	712	2,143
対馬市	26	27	9,009	7,971
壱岐市	4	1	9,089	3,122
五島市	8	5	24,813	25,540
西海市	3	1	9,718	10,839
雲仙市	1	4	5,113	21,899
南島原市	27	24	171,452	129,772
計	147	138	494,271	478,265

※各市実績調査結果による。

資料1-5

令和5年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000
合計			265,041,656		13,631,799		1,035,001,961

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	67,799,243

資料1-6

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

市別		令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		令和5年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
順位	市名		県営	県費補助		県営	県費補助
1	長崎市	36	県営	27	33	県営	26
			県費補助	9		県費補助	7
2	佐世保市	75	県営	44	79	県営	46
			県費補助	31		県費補助	33
3	諫早市	7	県営	1	8	県営	1
			県費補助	6		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	3	県営	3
			県費補助	0		県費補助	0
8	壱岐市	5	県営	4	5	県営	4
			県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	0	県営	0	1	県営	1
			県費補助	0		県費補助	0
10	平戸市	1	県営	0	0	県営	0
			県費補助	1		県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
13	西海市	2	県営	1	2	県営	1
			県費補助	1		県費補助	1
合計		129	県営	36	131	県営	36
			県費補助	18		県費補助	16

資料1-7

2020年8月 現在

国内のジェットfoil (22隻)

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ
建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友
建造: 1989年6月
運航: 東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世
建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船



KJ04 929-117 べがさず
建造: 1990年3月
運航: 九州商船



KJ05 929-117 ビートル
建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船



KJ06 929-117 ロケット3
建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 べがさず2
建造: 1990年10月
運航: 九州商船



KJ08 929-117 ビートル二世
建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴィーナズ
建造: 1991年3月
運航: 九州郵船



KJ10 929-117 すいせい
建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット
建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船



KJ12 929-117 トッピー2
建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いゆさき



KJ13 929-117 トッピー3
建造: 1993年3月
運航: 種子屋久高速船/いゆさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁
建造: 1994年6月
運航: 東海汽船



KJ15 929-117 ロケット
建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結
建造: 2020年6月
運航: 東海汽船



BJ11 929-115 トッピー7
建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いゆさき



BJ15 929-115 ぎんが
建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船



BJ17 929-115 S.I. 愛
建造: 1980年8月
運航: 東海汽船



BJ19 929-115 S.I. 虹
建造: 1981年2月
運航: 川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2
建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナズ
建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

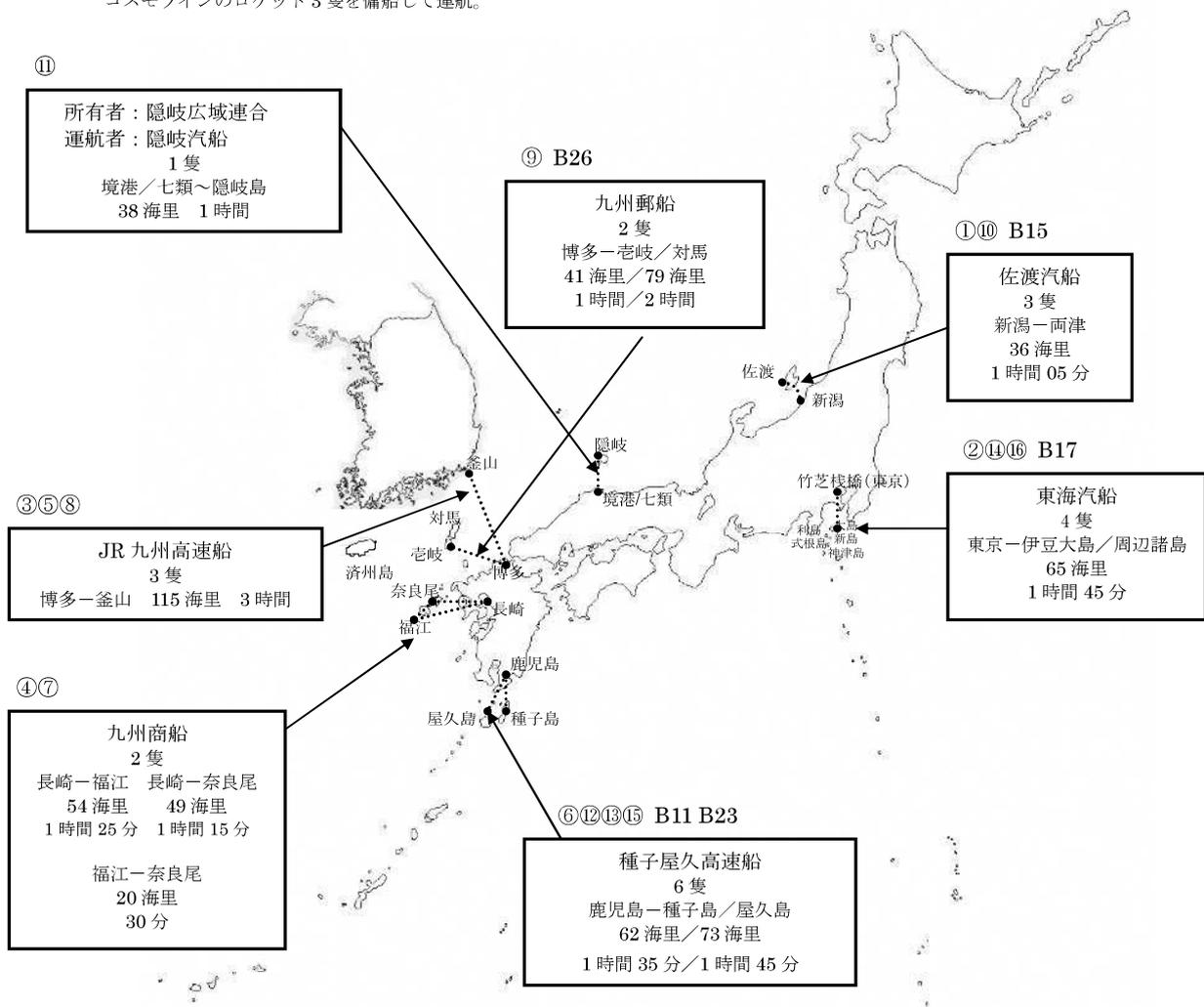
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989 / 04 / 26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013 / 03 / 14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001 / 03 / 21
④	九州商船	ペがさす	1990 / 03 / 06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998 / 04 / 02
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	2006 / 04 / 18
⑦	九州商船	ペがさす 2	1997 / 02 / 01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991 / 03 / 25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991 / 04 / 14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991 / 04 / 28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014 / 01 / 07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992 / 04 / 29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995 / 04 / 29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014 / 12 / 25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004 / 10 / 15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020 / 06 / 30

ボーイング社建造ジェットフォイル

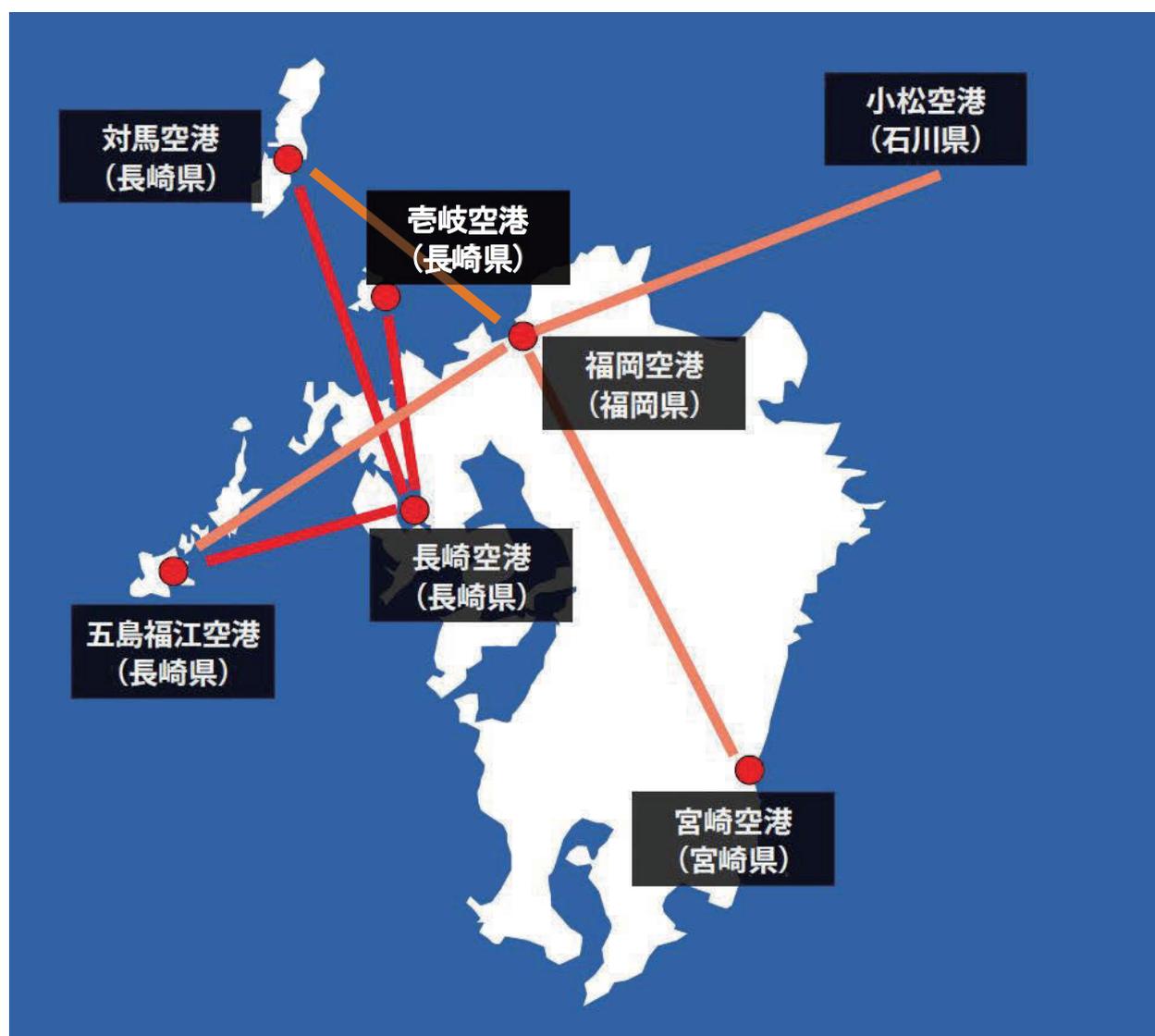
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003 / 12 月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986 / 01 月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002 / 04 月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020 / 08 月
23	種子屋久高速船	ロケット 2	2005 / 04 月
26	九州郵船	ヴィーナス 2	2000 / 12 月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を備船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

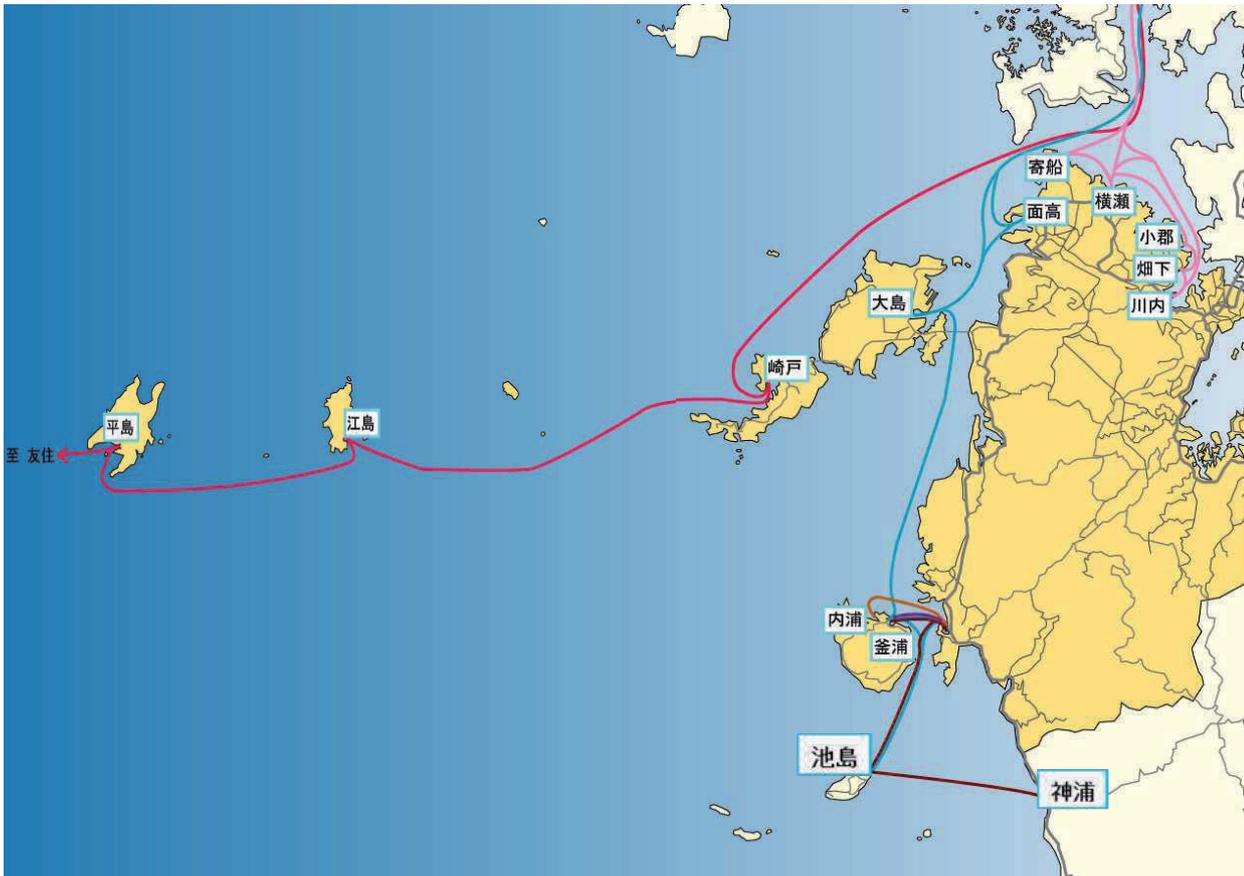
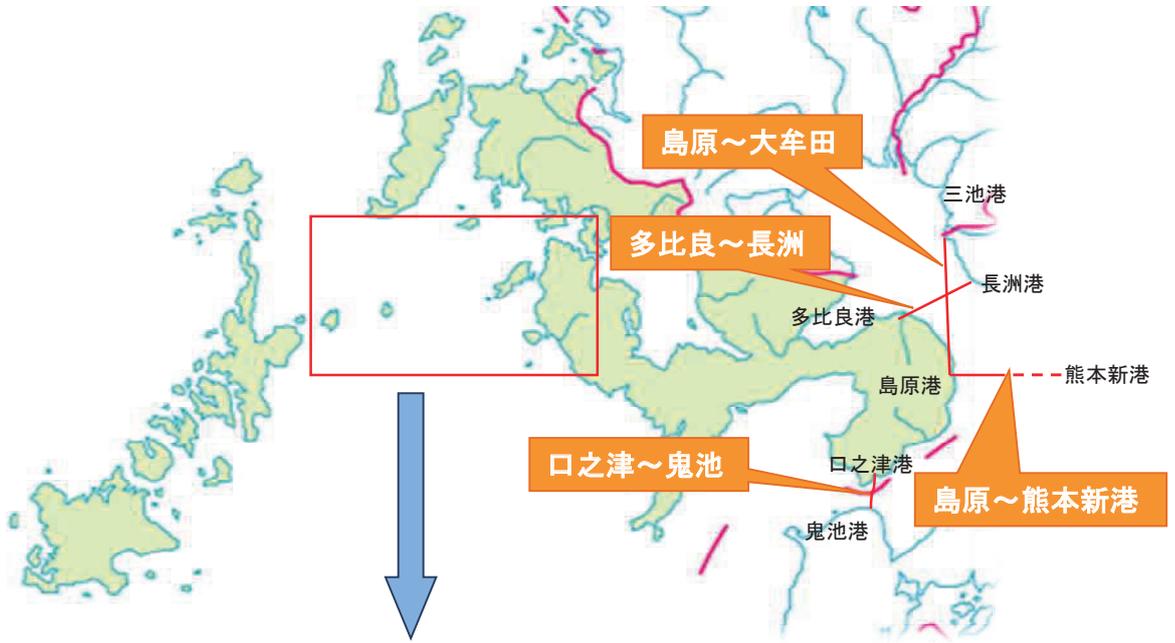


航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬ー長崎	対馬ー福岡	壱岐ー長崎	五島ー長崎	五島ー福岡	福岡ー宮崎	福岡ー小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	8	1	11	14	4	3	3	44
R4	9	5	0	1	8	2	2	27
R5	6	3	7	5	2	5	1	29

資料1-9

半島航路の維持・確保について



第2 国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

第3 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 3-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、新興・再興感染症などの重大な健康被害が想定されるような感染症への対応について、迅速かつ的確に対応するために、県が主導的役割を果たすこと。

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。

資料3-1

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20
志岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について

(1) 子ども福祉医療費制度について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

(3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

また、国が保育料の完全無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

第5 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場では慢性的な介護従事者の人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などの支援を確実に実施すること。

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3～R5)	段階数	第9期 (R6～R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	-	6,126	-	△ 0.8 %

第6 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 6-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を推進すること。
- (3) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること。

- (4) 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第7 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 道路網の整備について

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の 4 車線化の早期着工

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

(ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路の整備促進

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷間））の事業促進

⑤ 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

⑥ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑦ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑧ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス4車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの安全対策の促進及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

④ 一般国道207号の早期整備

ア 佐瀬拡幅の早期整備

イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）

ウ 東長田拡幅の早期整備

- ⑤ 一般県道諫早外環状線(都市計画道路破籠井鷺崎線)の早期事業化
ア 一般国道207号長田バイパス交差点から一般国道34号
- ⑥ 一般国道202号福田(仮称)バイパスの早期事業化
- ⑦ 一般国道499号(栄上工区)の早期完成
- ⑧ 一般国道382号の整備促進
- ⑨ 一般国道384号の整備促進
- ⑩ 一般国道389号(雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間)の整備促進
- ⑪ 主要地方道佐世保日野松浦線〔仮称〕椋呂路トンネル)の早期事業化
- ⑫ 主要地方道野母崎宿線の整備促進
- ⑬ 主要地方道厳原・豆酏・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑭ 主要地方道福江富江線の整備促進
- ⑮ 主要地方道小浜北有馬線(大亀矢代工区)の早期整備

(3) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

(資料 7-2 参照)

2. 地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和

3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

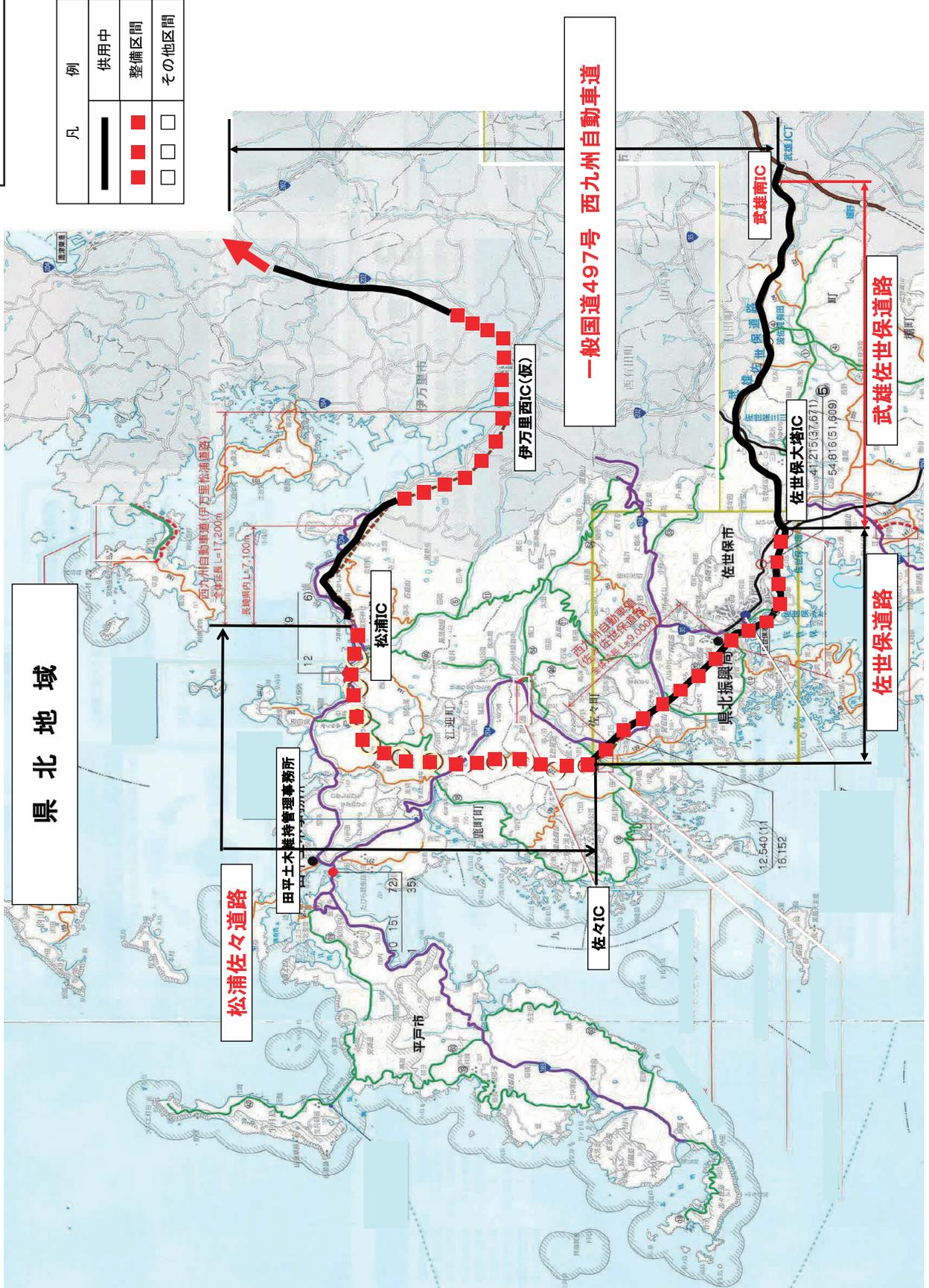
3. 港湾の整備促進について

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

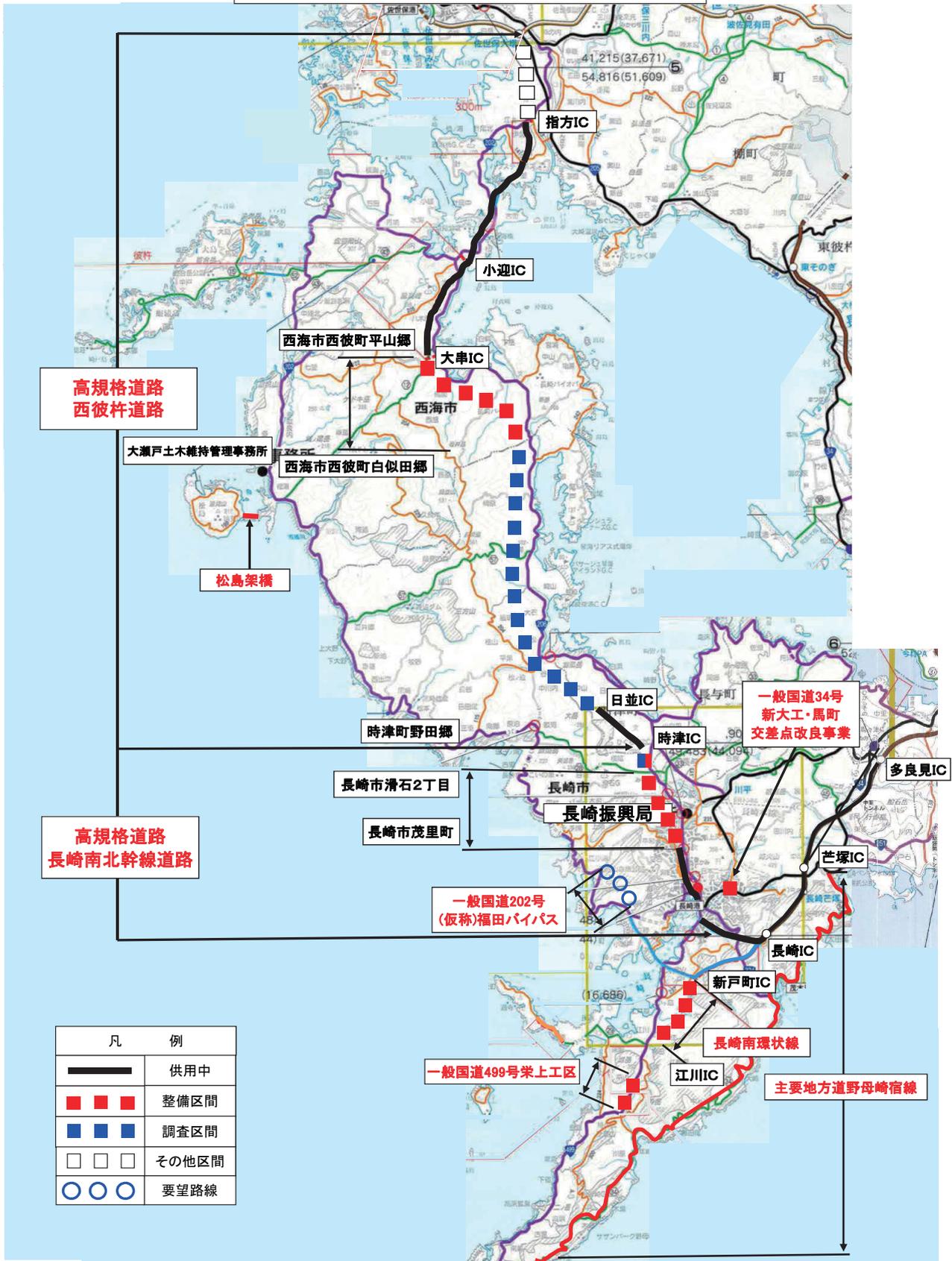
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

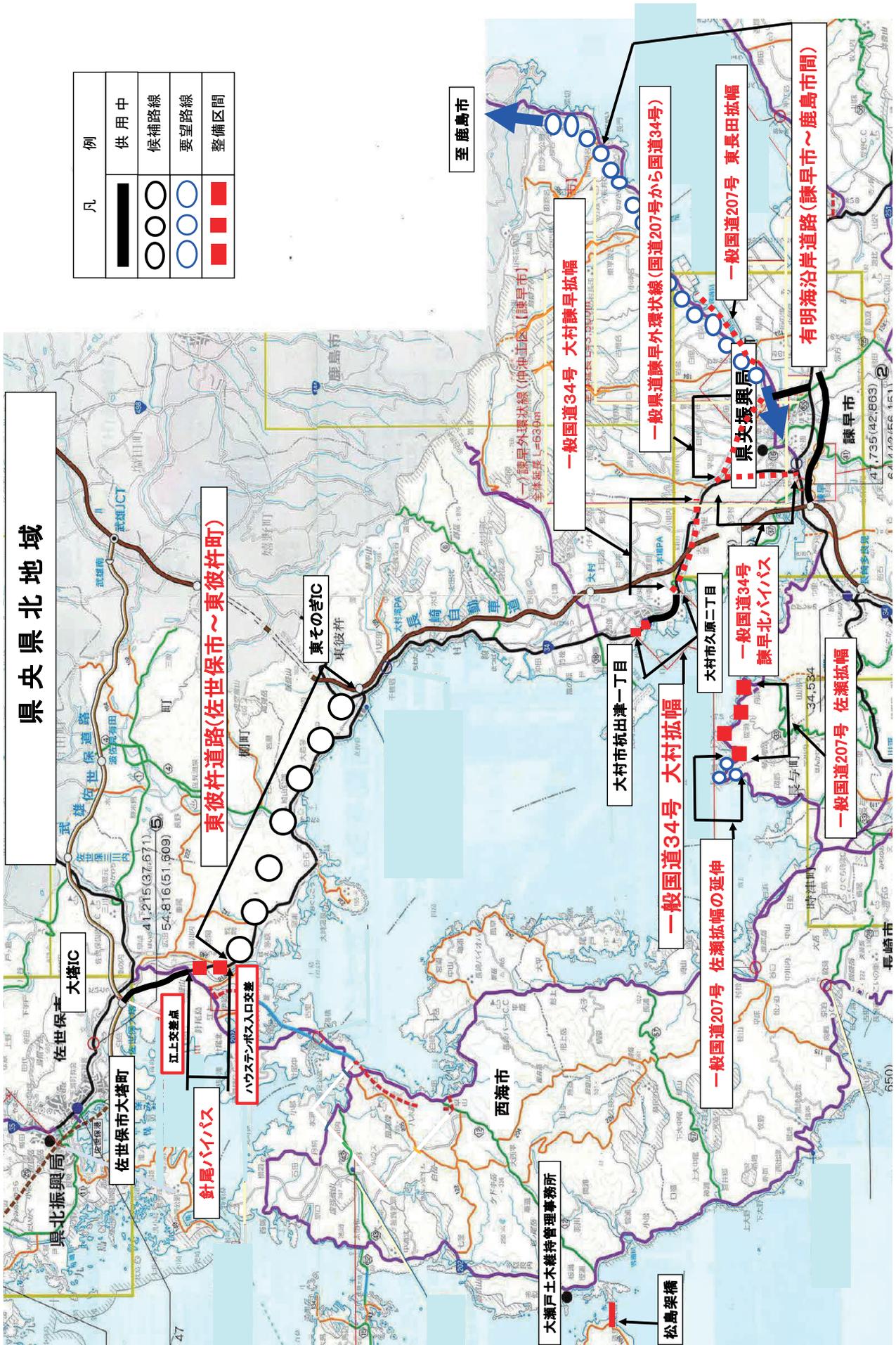
資料7-1



長崎、西彼杵、佐世保地域

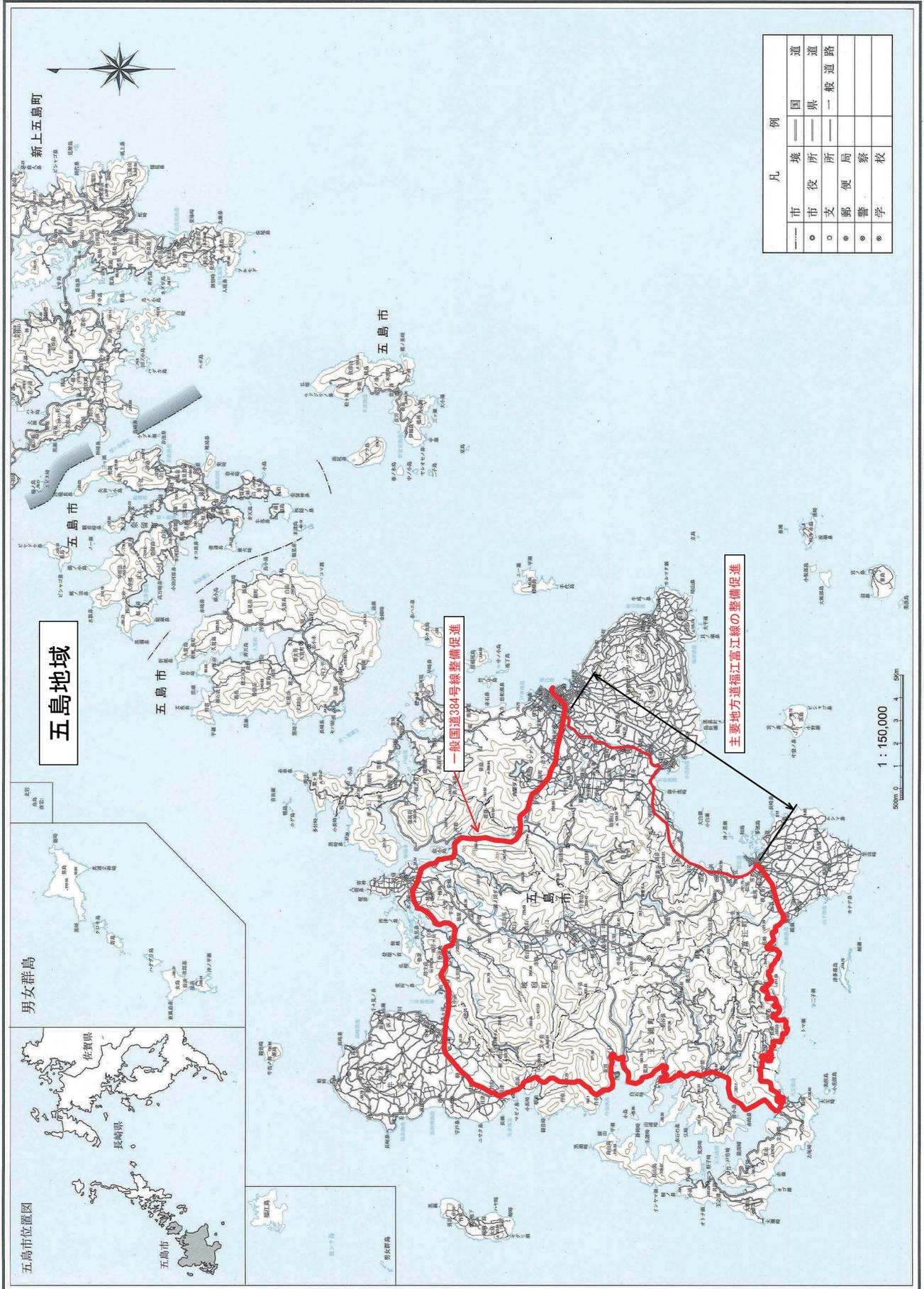


県央県北地域



凡	例
—	供用中
○	候補路線
○	要望路線
■	整備区間

五島市全図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、国院発行の5万分の1地形図を複製したものである。〔承認番号 平19が基、第30号〕」



【大村湾の概要】

- ・ 沿岸延長 3 1 3 km
- ・ 湾の面積 3 2 0 km² (約 南北 2 6 km、東西 1 1 km)
- ・ 水深 平均 1 4 . 8 m (最大 5 4 m)
- ・ 流水人口 9 8 2 , 9 9 4 人

※長崎県市町別年齢別推計人口 (R 5 年 1 0 月 現在)

- ・ 島の数 5 8 (0 . 1 h a 以上のもの)

第8 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、アナグマ、カラス等による農作物被害額は依然多いことから、国の鳥

獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 8-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

2. 水産業の振興対策について

(1) 養殖共済の充実・加入促進について

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

そのような中、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、漁業共済への加入が困難な状況にあるうえに、養殖共済に加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 漁業就業者対策の充実について

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、さらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

農業における営農開始後の支援制度と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県事業である漁業就業実践研修事業において、個人経営体に対して所得要件を設けることは、他の職種への流出等も懸念されるため、漁業継承コースの対象漁家の「直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満」の要件を廃止すること。

資料8-1

令和4年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成5～令和4年度）

【県内の被害状況】

（被害金額、単位：千円）

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)
イノシシ	108	68	▲ 41	62%	883	604	▲ 279	68%	141,437	99,800	▲ 41,637	71%
カラス	7	4	▲ 2	64%	77	67	▲ 11	86%	16,985	15,827	▲ 1,158	93%
ヒヨドリ	1	2	▲ 1	250%	7	20	▲ 13	303%	1,331	4,544	▲ 3,213	341%
シカ	4	3	▲ 1	74%	79	19	▲ 60	24%	3,933	3,013	▲ 920	77%
アナグマ	1	2	▲ 1	160%	17	23	▲ 6	133%	4,177	10,649	▲ 6,472	255%
タヌキ	0	1	▲ 1	857%	1	16	▲ 15	1333%	263	5,492	▲ 5,229	2088%
アライグマ	1	2	▲ 1	229%	9	25	▲ 16	265%	2,105	7,243	▲ 5,138	344%
スズメ	0	0	0	235%	1	2	▲ 1	238%	197	499	▲ 302	253%
カモ	44	38	▲ 7	85%	329	188	▲ 141	57%	36,512	24,668	▲ 11,844	68%
その他の鳥獣類	1	1	▲ 0	89%	6	2	▲ 4	32%	4,065	1,080	▲ 2,985	27%
合計	166	118	▲ 48	71%	1409	966	▲ 444	69%	211,005	172,815	▲ 38,190	82%

年度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合計
H5	56,160	84,030	201,000	146,810	488,000
H6	55,850	104,630	333,500	140,120	634,100
H7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,800	3,013	15,827	54,175	172,815

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。
「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

第9 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 9-1 参照）

2. 工業団地の整備について

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について

長崎にホームを置くV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカ（以下「両クラブ」という。）について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- （1）長崎県及び県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、両クラブを県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- （2）両クラブと自治体が連携し、両クラブの地域貢献活動を広く県内に展開するため、長崎県が県内自治体の窓口として両クラブとの連携を図ること。
- （3）県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーター及びアウェイブースターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取り組みを図ること。
- （4）ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、入国規制緩和や客船の受け入れ再開等に伴い訪日外国人数も堅調な回復が見られている。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) 国内観光において、長崎県内のみならず九州各県との連携した相互送客や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和

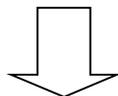
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第10 学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、小学1、2年生を30人学級とするとともに、中学校においても35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及

び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。については、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な支援措置を講じること。

(資料 10-1 参照)

4. 養護教諭の配置について

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

5. 学校事務職員の配置について

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 10-2 参照)

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

（資料10-3 参照）

9. ICT支援員配置のための支援について

各自治体において学校のICT教育環境整備は整いつつあるものの、さらにICT機器を効果的に活用するためには研修等を通じそのスキル向上に努めている。しかしながら、教職員の負担が減ることはなく、ICT機器を用いる学習準備（学習系）や校務処理のためのICT機器利用（校務系）に追われることも多い。

そこで、県においては、引き続きICT支援教育を全県的に充実させるとともに、「ICT支援員」の配置の拡充に努め、ICT教育環境の充実を図ること。

（資料10-4 参照）

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について

- (1)長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

（資料10-5 参照）

- (2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。
長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 10-6 参照)

11. 特別支援学級編制基準の弾力化について

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員1人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

12. 統合型校務支援システムの導入について

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。

13. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされているため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し改善を図ること。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科定数外として配置することや教頭業務を補佐する職員を配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

14. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (4) 屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

15. 学校給食費の無償化について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけること。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、本県においても、国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

資料10-1

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和6年5月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人)計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	68	17,762	26,103	36
	中学校	37	8,341		
佐世保市	小学校	44	12,058	18,184	34
	中学校	24	6,084		
	義務教育学校	2	42		
島原市	小学校	9	2,219	3,338	6
	中学校	5	1,119		
諫早市	小学校	28	7,383	10,860	12
	中学校	14	3,477		
大村市	小学校	15	6,416	9,457	11
	中学校	6	3,041		
平戸市	小学校	15	1,315	2,017	6
	中学校	8	702		
松浦市	小学校	9	1,016	1,578	5
	中学校	7	562		
対馬市	小学校	15	1,203	1,840	7
	中学校	11	637		
壱岐市	小学校	18	1,298	1,995	6
	中学校	4	697		
五島市	小学校	11	1,330	2,107	8
	中学校	9	777		
西海市	小学校	9	1,136	1,729	6
	中学校	5	593		
雲仙市	小学校	17	1,999	2,979	7
	中学校	7	980		
南島原市	小学校	15	1,807	2,767	7
	中学校	8	960		
計	小学校	279	57,846	86,067	148
	中学校	148	28,174		
	義務教育学校	2	47		

資料10-2

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	0 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小61校161人 中18校27人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H29 小58校 H22 小38校 H30 小61校 H23 小38校 R01 小64校 H24 小48校 R02 小50校、中4校 H25 小63校 R03 小61校、中18校 H26 小62校 R04 小64校、中18校 H27 小60校 R05 小61校、中22校 H28 小58校 R06 小61校、中18校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	12(0)	週30時間6人、週20.25時間6人 計12人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	令和6年度から長崎市雇用が12人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	学びの支援センター(旧適応指導教室)	会計年度任用職員	2(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	令和5年度から2人体制となる。
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(29)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校 R05 小68校 中37校 R06 小67校 中37校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	12	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R5 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	214回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム 会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	17	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(20)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
校内教育支援センター支援員	非常勤職員	20	一人年間875時間	R6	教育委員会からの委嘱	
島原市	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H11	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。1日6時間の35週	H27	
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
諫早市	心の相談員	パートタイム 会計年度任 用職員	20	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽 に相談できるための配置
				週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任 用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じてい る。	H6	嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学 習や体験活動に指導にあっている。他 2名は主に、来所及び電話相談等の相談 活動を行っている。また、地域巡回を行っ ている。
	スクール カウンセラー	県非常勤 職員	0(11)	全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にも エリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を行 う。)	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は 14年度から)
	スクールソ シヤルワー カー	県非常勤 職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関 との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相 談員	会計年度 任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生 徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業 の補助事業として21名雇用
	スクールソ シヤルワー カー	会計年度 任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛 け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度 任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと 連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関と の連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクール カウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行 う。各小中学校に配置。	H9	
	教育支援セ ンター室長	会計年度 任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に 集団生活や学習を指導する)	H29	
	教育支援セ ンター補助指 導員	会計年度 任用職員	4	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児 童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	教育支援セ ンター補助指 導員	会計年度 任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談 を行う。)	R2	
	小・中学生 サポートルーム	会計年度 任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることが できない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	教室支援員	会計年度任 用職員(パート)	3	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソ シヤルワー カー	県配置 非常勤職員	0(1)	市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学 校訪問を行う。 様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環 境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築	H24	
	スクール カウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・ カウンセリングを行う。	H17	
松浦市	適応指導教 室指導員	会計年度 任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急 雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇 用)
	スクールソ シヤルワー カー	会計年度任 用職員(県配 置職員)	0(2)	週1日(1日6時間)の勤務。市内を6地区に分け、地 区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派 遣。	H20	
	松浦市ス クールカウ ンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年 間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSC がカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度 任用職員	2	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に各1名配置予定)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩 みに対する相談活動など
	介助員	会計年度 任用職員	55	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校15校、中学校9校に85名配置予定)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒 に対する身辺処理、移動等の介助、 学習支援、健康管理、安全の確保等 を行う。
	教育支援セ ンター指導員	会計年度 任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日 の10時から15時まで
	スクールソ シヤルワー カー	会計年度 任用職員	1(1)	1日6時間、週3日間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境へ の働きかけ、学校内における組織体制の構 築・支援、関係機関等とのネットワークの構 築、連携・調整等
	スクール カウンセラー	会計年度 任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行 う。中学校11校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問 題等への対応に関する保護者への支援、児童生 徒の心の問題等への対応に関する教職員への助 言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
岐阜市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2(0)	1日5時間程度、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1~2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	3(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校11校、中学校9校に配置。	H13	小11校は、中学校9校のエリア配置うち小11校、中9校はグループ配置
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	1(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22~H23 中6校 H24 中5校 H25~ 中4校
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	2	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21~H24県配置 H25.5~H26 1名雇用 H27~県配置 H30~市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全小・中学校に配置。	H18	R5~全校配置
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	2	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	11	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。小学校4人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館 司書	会計年度 任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～06…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任 用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度 任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館 運営支援員	パートタイム 会計年度任 用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援 員42人	
大村市	学校司書	会計年度 任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館 支援員	会計年度任 用職員 (パート)	6	週29時間勤務、6校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支 援員	会計年度 任用職員	4	年間230日間(1日7時間)、各学校を週1または2回巡回して勤務	H26年7月～	R6から4人
対馬市	学校図書館 支援員	会計年度 任用職員	13	市内小・中学校26校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度 任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館 支援員	会計年度 任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館 司書 学校図書館 運営補助員	会計年度 任用職員	4	司書(3人)は1日6時間、週5日勤務、中学校3校・小学校4校に配置。(中学校1校、小学校1～2校を兼務) 図書補助員(1人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校3校に配置	H21学校図書館司書 H23学校図書館運 営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度 任用職員 (スクールサポーター)	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和6年5月1日現在

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト
長崎市 (小68、中37)	R4年度以下以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・知的学級・情緒学級に各1台 ・通級指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1～小3は「ロイノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台 大型モニター普通教室各1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3、140台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 タブドリLive!(東京書籍)を導入
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANに無線接続	【児童生徒用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月～) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:281台 中:113台 ※令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整備	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education eライブラリアドバンス
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全導入。	【児童生徒用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 「オクリンク」「ムーブノート」を小学校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用
対馬市 (小16、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)
吉岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせて、4～6台 中:普通教室全てに導入	市内全児童生徒に1人1台整備済(chromebook) Workspace for Educatin、ミライシードを活用
五島市 (小11、中9)	市内小中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校: 77台 ・GIGASクール対応端末整備完了(Chromebook) 小:1716台(教師用含む) 中:810台(教師用含む) ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・授業支援アプリ「ロイノート(小1～小6、中1～中3)」 ・授業支援アプリ「スカイメニュー(小1～小6、中1～中3)」 ・AIドリル「eライブラリアドバンス(小1～小6、中1～中3)」
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	Chromebook(wi-fi)を導入済 【当初導入台数】 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】 普通教室・特別教室 小:118台(普通教室1台程度) 中:59台(普通教室1台程度) 【大型モニター】 普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4～R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4～小6、教師用) R2:中(1,146台・中1～中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1～小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針

市名	デジタル教科書	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道徳、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道徳)	ICT支援員6名を業務委託にて配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応 ・R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語を小中全70校・小学校算数23校・中学校数学13校に導入	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	小学校:社会5・6年、算数1～6年、理科3～6年、生活1・2年、図工3～6年、英語3～6年、道徳1～6年 中学校:文部科学省実証事業のみ(英語は全中学校、数学は希望校に導入) 他教科は、各学校予算で購入	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員) R5:2名雇用(ICT支援員) R6:2名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	指導者用 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入 学習者用 ・小学校は算数、外国語、中学校は数学、英語のデジタル教科書を希望校に導入	令和5年度より1名 会計年度任用職員として任用	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担(就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	【指導者用】 小:全教科(全学年) 中:国語、数学、英語(全学年) 【学習者用】 【外国語】:全小学校(5・6年)と中学校 【算数・数学】:小学校(5・6年)7校と中学校3校 ※【算数・数学】は、令和6年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用	R6年度:1名 時給1245円×6時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	【指導者用】 小:算数(1～6年生)、理(3～6年生)、社(5～6年生) 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	GIGAスクール運営支援センター設置	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルーターを貸与。
松浦市 (小9、中7)	【指導者用】 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語 【学習者用】 小:英(5・6年)全校、算(5・6年)4校 中:英(全学年)全校、数(学年)3校	未配置	市負担(5G/月)
対馬市 (小16、中11)	小:外国語(指導者用)導入済 小:算数(全学年) 中:数学(全学年)	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
舌岐市 (小18、中4)	小:英語(18校)、算数(9校) 中:英語(4校)、数学(2校)	未配置	未定
五島市 (小11、中9)	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。 また、各校プラス1教科を導入済み。	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名) R5～:4名(市雇用1名、業者委託3名)	R4～基本的に各家庭の回線に接続する。就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭:14000円/年)
西海市 (小13、中6)	【指導者用】 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	令和6年度は、GIGAスクールサポーター2人を市内14校に合計192回(各校10回程度)訪問で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	【指導者用デジタル教科書】 小:国語【書写】、社会【地図】、算数、理科、英語、家庭、保健 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】 数学、理科、英語(令和3年度整備済) 【学習者用デジタル教科書】 【外国語】:全小学校(5・6年)と全中学校 【算数・数学】:小学校(5・6年)8校と中学校2校 ※令和6年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R6:小(全教科) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道徳) 学習者用デジタル教科書 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用 R4～:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

資料10-5

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	-	9,900
62	2,700	1,200	5,400	-	9,300
63	2,700	1,200	5,400	-	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	-	9,400
2	2,700	1,300	5,400	-	9,400
3	2,700	1,300	5,400	-	9,400
4	2,700	1,300	5,400	-	9,400
5	2,700	1,300	6,880	-	10,880
6	2,700	1,300	6,880	-	10,880
7	2,700	1,300	6,880	-	10,880
8	2,700	1,300	6,880	-	10,880
9	2,700	1,300	6,880	-	10,880
10	2,700	1,300	6,880	-	10,880
11	2,700	1,300	6,880	-	10,880
12	2,700	1,300	6,880	-	10,880
13	2,700	1,300	6,880	-	10,880
14	2,700	1,300	6,880	-	10,880
15	2,700	1,300	6,880	-	10,880
16	2,200	1,100	6,880	-	10,180
17	2,200	1,100	6,880	-	10,180
18	2,200	1,100	6,880	-	10,180
19	2,200	1,100	6,880	-	10,180
20	1,980	990	6,192	-	9,162
21	1,980	990	6,192	-	9,162
22	1,980	1,100	6,192	-	9,272
23	1,980	1,100	6,192	-	9,272
24	2,280	1,100	6,192	-	9,572
25	2,280	1,100	6,192	-	9,572
26	2,280	1,100	6,192	-	9,572
27	2,052	990	6,192	-	9,234
28	2,052	990	6,192	-	9,234
29	2,052	990	6,192	-	9,234
30	2,052	990	6,192	-	9,234
R元	2,052	990	6,192	-	9,234
2	2,052	990	6,192	-	9,234
3	2,052	990	6,192	-	9,234
4	1,952	990	6,192	-	9,134
5	1,852	990	5,944	-	8,786
6	1,852	990	5,944	-	8,786

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	1,100
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補 助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742	742	540
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,415
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332						
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	3,955